

野田市会計年度任用職員の給与及び  
費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例をここに公布する。

令和5年3月24日

野田市長 鈴木 有

## 野田市条例第2号

### 野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年野田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（保育士等の処遇の改善のための令和5年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例）

- 7 令和5年6月1日において保育所、学童保育所、幼稚園及びこぶし園（以下この項において「保育所等」という。）に勤務する会計年度任用職員（職務の内容が用務員である者を除く。以下この項において同じ。）に対して同月に支給する期末手当及び同年12月1日において保育所等に勤務する会計年度任用職員に対して同月に支給する期末手当に関する第14条第1項及び第24条第1項の規定の適用については、第14条第1項及び第24条第1項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の132.5」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。